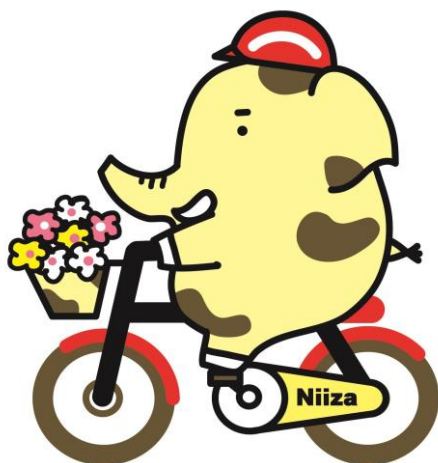


# 新座市集団資源回収の手引

**Recycle!**



◎お問合せ

〒352-8623

新座市野火止1-1-1(本庁舎3階)

新座市市民生活部環境課

(TEL) 048-477-1547

# 目 次

## 「はじめに」

(1) 集団資源回収とは	.....	2	ページ
(2) 集団資源回収の効果	.....	2	ページ
(3) 集団資源回収の進め方	.....	3～5	ページ
(4) 回収対象物と出し方	.....	6	ページ
(5) 上手な資源回収のために	.....	6	ページ
(6) 集団資源回収のしくみ	.....	7	ページ
(7) 登録団体に対する奨励金制度	.....	7・8	ページ
(8) 回収協力業者一覧	.....	8	ページ
(9) 関係書類様式	.....	8	ページ

## 「はじめに」

本市では、誰もが住みやすいと感じ、愛着を持って住み続けたいと願う“理想のまち”を「田舎」の心地よさと「都会」の便利さを兼ね備えたまちとして定義し、「連帯と協働で築く 雑木林とせせらぎのある 快適創造都市にいざ」を将来都市像とし、これを実現するため各施策を推進しています。

循環型社会の実現に向けては、最終処分場を有さず処理を他市へ依存せざるを得ない状況下、5種15分別の収集体制により「ごみを出さない、出してしまったらリサイクルへ」をスローガンに、廃棄物の減量と再資源化の促進を図っています。

「新座市集団資源回収事業」は、市民の皆様が率先して再資源化を図るとともに地域の活性化を推進する協働事業であり、ごみ処理量が県内の中でも少ないという成果の根源を成す重要な取り組みとして位置づけられています。

## (1) 集団資源回収とは

新座市では、ごみの減量化・再資源化を進めるため、「町内会・自治会」、「PTA」、「スポーツチーム」などの団体を中心に、昭和63年6月から集団資源回収事業を実施しています。

皆さんの家庭から出される古紙、古着などはごみではなく、再利用できる大切な資源です。

地域の皆さんで団体として登録し、協力し合って集めた資源物を協力事業者に引き渡して資源活用します。また、市から登録団体に対し、資源物（アルミ缶を除く）の回収量に応じて奨励金（1kg当たり3円：令和4年4月現在）が交付され、皆さんの地域活動に活用していただきます。これが集団資源回収です。

近年、パソコン、スマートフォンの普及など新聞、雑誌の発行量自体が減少し、古紙の回収量は減少しているものの、ごみの減量と地域活動運営の一翼を担う事業として、多くのボランティア活動に活用されています。

### 《対象となる団体》

- ・ 新座市内の地域住民で組織、運営している町内会・自治会、子供会、PTA、その他これらに類する営利を目的としない団体。
- ・ 概ね20世帯以上の参加があること。
- ・ 継続的かつ計画的に実施できる団体。

## (2) 集団資源回収の効果

### ☆ 資源の節約・再利用

自然環境保全  
省エネルギー化  
資源の有効活用

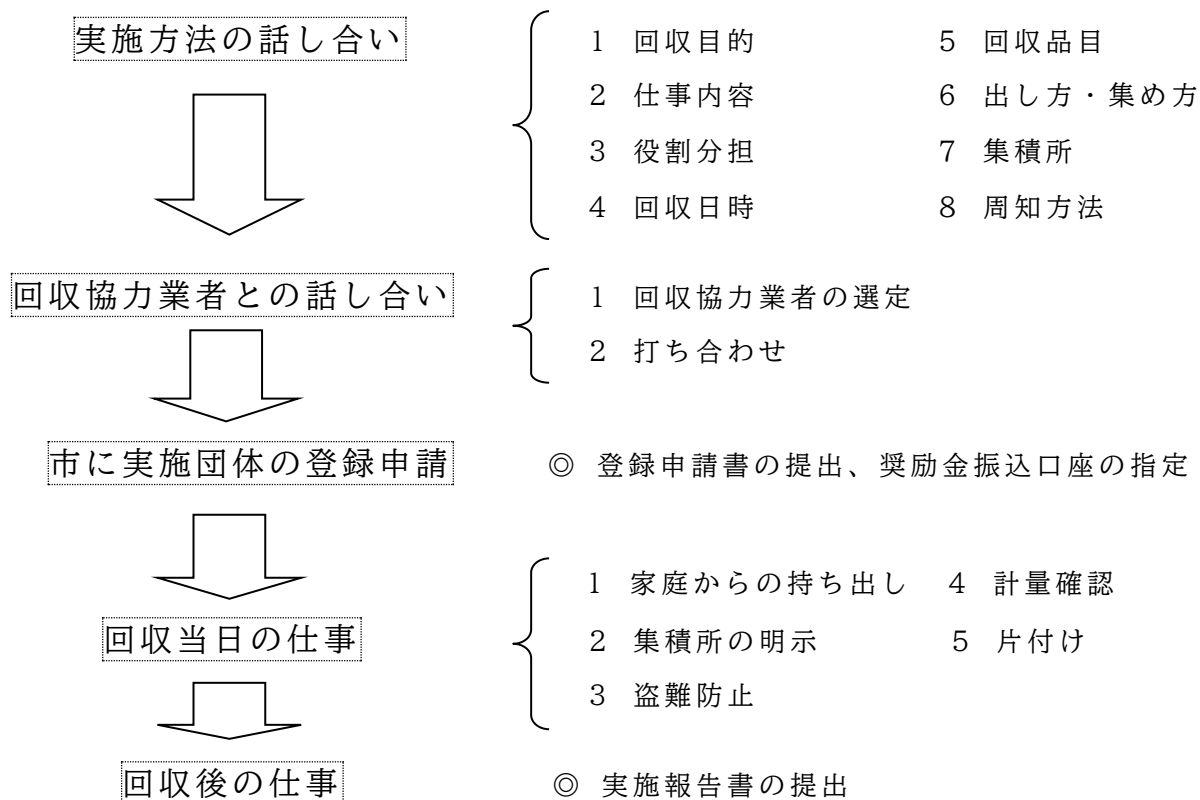
### ☆ ごみの減量化

ごみ処理経費の節減  
最終処分場(埋立処分地)の延命

### ☆ コミュニティ活動づくり

奨励金の活用  
活動による相互の親睦  
リサイクル意識の向上、育成

### (3) 集団資源回収の進め方



#### 実施方法の話し合い

- 【回収目的】 集団資源回収の意義を十分に理解するよう、皆さんで話し合いましょう
- 【仕事内容】 集団資源回収を行うにはどんな仕事があるか、また、それに必要な人数を話し合いましょう。
- 【役割分担】 集団資源回収をスムーズに行うため、「連絡広報係」、「会計係」、「集積所整理係」など役割分担を決め、自分の仕事に責任を持ちましょう。
- 【回収日時】 毎月〇〇日とか、第3〇曜日とか、覚えやすい回収日や時間を決めましょう。（1年を通して決めておく）  
月1～4回程度、定期的実施することが大きな成果につながります。
- 【回収品目】 回収対象物とされているものは(6ページ参照)、すべて再利用できるものです。できるだけ多くの品目を回収

するのが望ましいことですが、自分たちが取扱いをする品目を決めておきましょう。なお、アルミ缶は奨励金の対象から除外されています。

- 6 【出し方・集め方】 6 ページを参考にし、正しい出し方を徹底しましょう。また、収集の際にはリヤカー、一輪車があると便利です。
- 7 【集積所】 皆さんがわかりやすく交通の妨げにならない場所を、回収見込量や雨天などのことを考えて選定しましょう。また、集団資源回収集積所の看板を作成してください。
- 8 【周知方法】 回収日などの連絡は、地域の実情に応じた方法で周知しましょう。（広報、回覧、掲示板など）

### 回収協力業者との話し合い

- 1 【回収協力業者の選定】 8 ページの協力事業者一覧の業者は、市の指定を受けた協力事業者なので、この表の中から団体の回収条件にあった対応ができ、信頼できる業者を選定しましょう。
- 2 【打ち合わせ】 回収日時・品目・場所、実施方法などを相談し、回収当日にトラブルがないよう、はっきり決めておきましょう。

### 市に実施団体の登録申請

市環境課窓口にて手続をしていただきます。

代表者の方は、振込口座の通帳の写し及び集積所の地図（3部）をお持ちください。（地図がない場合は、住所が分かれば結構です。）「新座市集団資源回収事業実施団体登録申請書」（様式第1号）に必要事項を記入し、提出していただきます。

- 【申請書記入内容】
- ・実施開始予定年月日（収集開始日）
  - ・団体名、団体の種別、参加世帯数
  - ・申請者名（住所、氏名、電話番号）
  - ・代表者名（住所、氏名、電話番号）
  - ・回収対象物、回収日、回収協力業者名
  - ・集積所の位置、箇所数
  - ・奨励金振込先（金融機関名、口座番号、口座名義人）

※個人名義では登録できませんので、実施団体名で開設してください。

以上の内容を控えて、窓口にお越しください。

※ なお、登録内容に変更が生じた場合又は廃止する場合は、その都度「新座市集団資源回収事業実施団体変更・廃止届」（様式第3号）を提出していただきます。

### 回収当日の仕事

- 1 【家庭からの持ち出し】 決められた時間（原則朝8:30）までに、決められた場所に品目別に出しましょう。
- 2 【集積所の明示】 目印になるよう一時的に看板などを設置、又は排出指導者を設けるなど、わかりやすいようにしましょう。
- 3 【盗難(持ち去り)防止】 資源物の盗難(持ち去り)防止のため、団体名と協力事業者名が記載された看板を置く、或いは運搬車両に集団資源回収の作業中であることを表示してもらい、その他の車両と区別できるようにするのも一つの方法です。
- 4 【計量確認】 回収品の計量を終えた後、協力業者が持参する当日分の計量伝票を確認してください。
- 5 【片付け】 回収終了後、集積所やその周辺を清掃し、きれいに利用できるようにしましょう。

### 回収後の仕事

- 1 【実施報告書の提出】 1か月分の集団資源回収について、計量伝票を基に新座市集団資源回収実施報告書（3枚複写式）を記入し、3枚目のみを市に提出してください。（市への持参は協力業者の代行も可。）  
なお、1枚目は団体の控えになりますのでお手元に保管し、2枚目は協力事業者にお渡しください。

#### (4) 回収対象物と出し方

種別	品目	出し方	回収できない物
紙類	新聞、チラシ	たたんで各品目別に、 ひもで縛ってください	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感熱紙（レシート、ファックス用紙）</li> <li>・ビニールコート紙</li> <li>・カーボン紙</li> <li>・油紙</li> <li>・写真</li> <li>・金・銀色の紙</li> <li>・紙筒</li> </ul> など ⇒可燃ごみへ
	雑誌、菓子箱 雑がみなど		
	段ボール		
	飲料用紙パック	洗って乾かし、たたんでひもで縛ってください	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内側が茶色のもの ⇒可燃ごみへ</li> <li>・アルミ付き（銀色）のもの ⇒公共施設の拠点回収へ</li> </ul>
布類	衣類、毛布など  タオル シーツ 古着 など	濡れないように 透明袋に入れて ください	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わた、羽毛類（ふとん、ハンテン、ぬいぐるみ、クッションなど）</li> <li>・カーペット、こたつマット</li> <li>・電気毛布</li> <li>・トイレ用品</li> <li>・靴、スリッパ</li> <li>・布地の裁断くず（切れ端）</li> <li>・カーテン</li> </ul> など
アルミ缶		専用のネットなどに直接入れてください	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スチール缶</li> </ul>

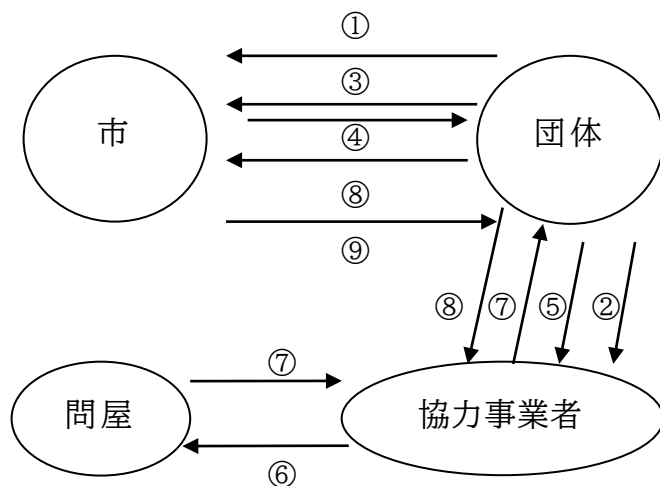
#### (5) 上手な資源回収のために

集団資源回収を上手に行うには、「資源物」を家庭内で分別しておく生活習慣を身に付けていただくことが必要です。また、回収日など地域へのお知らせは回覧板などを活用し、早めにして、一世帯でも多く参加できるようにすることが、大きな成果につながります。

さらに、皆さんで仕事の役割分担をし、協力し合って、役員だけに負担がかからないように配慮しましょう。また、協力事業者と実施方法について十分調整をして、お互いが納得の上で実施することが何よりも大切です。（例えば、正しい分別排出がされていないなかったり、回収後に出してしまった（後出し）などの理由で、回収されずに残ってしまうと、協力事業者や住民（役員）の方々に迷惑がかかります。）

また、集団資源回収による奨励金は、皆さんが力を合わせた結果得られたものです。各団体事業の運営費として有効活用できるよう、皆さんで使い方を話し合ひましょう。

## (6) 集団資源回収のしくみ



- ① 事前協議
- ② 業者選定
- ③ 登録申請（様式第1号）初回のみ
- ④ 登録決定
- ⑤ 回収依頼
- ⑥ 回収品搬入
- ⑦ 計量報告
- ⑧ 実施報告書（計量伝票添付）
- ⑨ 奨励金交付

## (7) 登録団体に対する奨励金制度

この制度は、新座市の地域住民団体で実施されている集団資源回収を育成し、リサイクルの輪を広げることを目的として、市から登録団体に対し、資源物（アルミ缶を除く）の回収量に応じて1kg当たり3円の奨励金を交付するものです。

### ≪奨励金を受け取るには≫

- ・ 1か月分の回収量について、協力事業者とともに計量伝票を確認し合い、新座市集団資源回収実施報告書（3枚複写式）に必要事項を記入し、計量伝票を添付して翌月10日までに3枚目のみを市に提出してください。（市への報告書の持参は、協力事業者が代行しても結構です。）1枚目は団体控えとなりますのでお手元に保管していただき、残りの2枚目は協力事業者にお渡しください。
- ・ 市は、提出された新座市集団資源回収実施報告書と計量伝票を審査し、適正であることが確認できれば、団体に対して、回収月の翌月末までに指定口座への奨励金の振込みを行います。

### ≪注 意≫

奨励金は回収量に応じて交付されますが、1kg当たり3円です。（令和4年4月現在）

奨励金交付の対象物は、市民の日常生活(家庭)から排出された資源物(アルミ缶を除く)のみです。また、正しい計量が行われていない場合は、交付されませんのでご注意ください。

なお、実施報告書の提出が遅れると、奨励金の振込みが遅れてしまいますので、計量確認などを早めに済ませるなど、協力事業者と調整をしてください。



# 新座市集団資源回収事業協力事業者一覧（15事業者）

令和5年10月1日現在

登録 No.	事業者名	代表者名	郵便番号	所在地 / FAX	電話番号 (携帯電話)
1100	葛西商店	葛西 保	352-0025	新座市片山 1-21-32 048-482-5940	048-482-5940 090-3316-9204
1200	(株)高岡	高岡 和敏	352-0011	新座市野火止 7-4-9 048-485-1955	048-477-8460 090-8856-6400
1400	(株)青木商店	青木 慶将	352-0005	新座市中野 1-1-28 048-478-6639	048-479-3451 090-3336-2006
1700	南埼玉サイクル事業 協同組合	岩本 勝英	352-0002	新座市東 1-2-14-207 048-483-5203	048-483-4455 090-3047-4555
2000	立花商会	小島 豊和	359-0021	所沢市東所沢 4-9-3-204 04-2945-1962	04-2945-1962 080-1283-3012
2100	藤原商店	藤原 忠孝	359-1162	所沢市和ヶ原 3-272-28	042-947-2406 090-4075-5319
2200	紙材開発(株)	西内 向子	352-0022	新座市本多 1-11-3 048-482-0032	048-482-0033 090-6959-9050
2500	関越紙業(株)	木村 政基	352-0004	新座市大和田 4-11-6 048-479-9202	048-479-9201 090-1997-2340
2700	(株)ブシュー	近藤 豊	352-0011	新座市野火止 1-13-41 048-479-7579	048-479-7578
3200	(株)兼子埼玉営業所	大畑 慎吾	352-0017	新座市菅沢 2-14-1 048-479-8401	048-479-8863
3300	加藤商事	加藤 吉朗	352-0034	新座市野寺 2-12-10 048-481-1515	048-481-1515 090-4433-1321
3400	(株)金子商事	金子 孝	359-0011	所沢市南永井 767-5 04-2944-4094	04-2944-4097
3500	(株)スリーアール	飯島 一幸	352-0011	新座市野火止 8-17-30-24 048-478-7700	048-478-7600 090-4521-4506
3600	(有)岩本商事	岩本 勝英	352-0023	新座市堀ノ内 3-7-32 048-478-9181	048-481-3838
3700	ショウエイ	内田 昇	190-1232	西多摩郡瑞穂町長岡 1-45-20 042-557-7595	042-557-7595 080-3507-1385

## (9) 関係書類様式

- ◆ 新座市集団資源回収事業実施団体登録申請書（様式第1号）
- ◆ 新座市集団資源回収事業実施団体登録内容変更・廃止届（様式第3号）
- ◆ 新座市集団資源回収実施報告書（3枚複写式）